

関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る「国民の声」で寄せられた主な意見に対する見解

No.	主な意見	件数	見解
1. 人件費について			
1 役員報酬をカットすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬が「妥当」とされているらしいがふざけてらっしゃるのですか？値上げの前に、常識をわきまえなさい。 ・節電協力の後の値上げは言語道断、役員報酬〇は当たり前、それもできない社内体制自体に疑問。 ・役員報酬の削減がH25からH27まで3億円となっているが、役員報酬の削減額をもっと大きい額にした方が良いと考えています。 ・電気料金を、あげるのであれば、役員の報酬はゼロにしないと。みんな納得しないです。 ・値上げ反対。役員報酬〇円。・役員報酬とは、企業が利益を上げた時に頂くもの。利益が出ないのならカットするのは自明の理。これを受け取らなくては生活はできるはず。 ・まず第一に、役員報酬の60～70%の削減を求める。仮に報酬2000万なら600～800万。経営能力がないのだから、これくらいが妥当ではないか。 ・大幅な赤字を出しておきながら役員報酬は出す、また社員の年収の削減の基準は大企業の平均水準までしか抑制しないという話は一般企業では通用しないのではないか。 ・役員報酬をもっと下げるべきだ。値上げしなければならないほど逼迫していると言いながら役員報酬が高すぎる。 ・聞くところによると、役員報酬は4000万近く払われているとの事。そもそも、赤字企業が役員報酬を出す事が民間では考えられません。 ・関西電力の値上げに反対。役員報酬を日本の平均年収まで下げてから言うべし。 	138	<p>申請原価において、役員報酬は、役員数24名（取締役及び監査役、非常勤含む）について、報酬総額7.52億円であり、一人当たり3,133万円となっている。</p> <p>一般電気事業供給約款料金審査要領（以下、「審査要領」）において、役員報酬については、従業員給料手当（基準賃金及び賞与等）と同様の考え方を適用することが定められているが、賃金構造基本統計調査のような基本となる統計が必ずしも存在しない。このため、人事院による「民間企業における役員報酬（給与）調査」における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえ、電力会社の役員報酬についても国家公務員の指定職の給与水準（平成24年4月からの2年間における事務次官、外局の長官及び内部部局長等の単純平均年収の概算は1,800万円）と同レベルとする。</p>
2 給与水準を引き下げるべき	<ul style="list-style-type: none"> ・給与レベルは世間一般からすればもらいたい。 ・国税庁民間給与の実態調査では製造業400万程度となっている。それら程度に引き下げるべき。 ・地域独占で競争にさらされていない関西電力の人件費は「同種同等比較」による評価ではなく、地域の給与水準をベースにすべき。 ・給与水準をもっと下げることを検討すべき。（民間の大手企業より高くする必要はない。） ・まずは社員の給与を30%程度カットし、世間一般的の平均給与額にすべきではないでしょうか。自分たちの給与を確保したうえでの電気料金決めなど、一般的の企業では通用しません。 ・電気料金値上げする前に、高い給与を世間並にせよ。 	134	<p>申請原価において、原価算定期間中における従業員1人当たりの年間給与水準（賃金及び賞与等）は664万円である。その算定方法は、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・正社員）の平均年収（平成23年調査：592万円）と、同統計調査（1,000人以上・ガス、水道、鉄道、通信及び航空）の公益企業平均年収625万円のそれぞれに、関西電力の従業員の年齢、勤続年数（※1）の構成と、勤務地域（※2）の実態を加味し、これらを単純平均したものである。</p> <p>※1 関西電力の従業員の年齢・勤続年数区分毎の人数を賃金構造基本統計調査（1,000人以上の正社員及び前記公益企業）の年齢・勤続年数区分毎の単価に当てはめて加重平均。</p> <p>※2 関西電力の従業員が勤務している都府県別の従業員数を、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・一般労働者）の当該都府県別の平均年収を乗じて加重平均した比（係数1.001089）。</p> <p>一方、審査要領において、人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定し、その際、地域間の賃金水準の差についても考慮することが定められており、これに沿って検討した結果、以下の方針により減額査定した。</p> <p>①一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。他方、電気事業は事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。</p> <p>②一般的な企業の平均値として、様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。</p> <p>③類似の公益企業との比較では、公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。</p> <p>その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。</p> <p>※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う観点では適当ではないと考えられる。</p> <p>④地域間の給与水準の差について、関西電力は同社従業員が勤務している都府県別の従業員数を、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・一般労働者）の当該都府県の平均年収を乗じて加重平均した比（係数1.001089）を乗じている。この算定方法は、購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、消費者物価指数と見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、妥当なものと考えられる。</p> <p>この結果、1人当たりの年間給与水準664万円から627万円の差分を料金原価から減額する。</p>

3 賞与を支給すべきでない。／賞与をカットすべき	32	<p>申請原価において、原価算定期間中における従業員 1 人当たりの年間給与水準（賃金及び賞与等）は664万円である。</p> <p>審査要領において、人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定し、その際、地域間の賃金水準の差についても考慮することが定められており、これに沿って査定方針の検討を行い、この結果、1人当たりの年間給与水準664万円から627万円の差分を料金原価から減額する。</p> <p>なお、電気料金にかかる審査は電気の供給にあたって必要となる原価を査定するものであり、関西電力が原価に織り込むべき人件費（賃金、手当、賞与等）として、何をどのように配分するかは、電気の安定供給の観点から、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものであり、人件費総数の水準について、判断することが妥当である。</p>
4 顧問料をカットすべき	32	<p>申請原価において、関西電力の顧問料は14名分の1.4億円が算入されていたが、業務内容が明確にされておらず、会社を代表する権限や責任を有していないことから、顧問への報酬については原価に算入することを認めない。</p>
5 厚生施設を売却すべき	22	<p>審査要領において、福利厚生費（一般厚生費）については、常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等を基準としている人件費（基準賃金及び賞与等）と同様の考え方を適用することが定められていることから、1人当たり厚生費を2011年度福利厚生費調査結果報告（日本経済団体連合会）の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、関西電力の申請原価（1人当たり25.9万円）は同平均値（31.1万円）より低い水準にあることを確認した。</p> <p>また、電気料金にかかる審査は原価を査定するものであり、関西電力が原価に織り込むべき福利厚生費として、何を採用するかは、電気の安定供給の観点から、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。また、保養所の全部廃止など厚生施設、体育施設及び文化体育にかかる費用は一部を除き、原価に算定されていないが、その一部の発電所敷地内に存在するグランド等にかかる費用は体育施設として取り扱い、原価算入を認めない。</p>
6 福利厚生を見直すべき	20	<p>審査要領において、福利厚生費（一般厚生費）については、常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等を基準としている人件費（基準賃金及び賞与等）と同様の考え方を適用することが定められていることから、1人当たり厚生費を2011年度福利厚生費調査結果報告（日本経済団体連合会）の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、関西電力の申請原価（1人当たり25.9万円）は同平均値（31.1万円）より低い水準にあることを確認した。</p> <p>また、電気料金にかかる審査は原価を査定するものであり、関西電力が原価に織り込むべき福利厚生費として、何を採用するかは、電気の安定供給の観点から、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。ただし、持株奨励金については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めない。また、保養所の全部廃止など厚生施設、体育施設及び文化体育にかかる費用は一部を除き、原価に算定されていないが、その一部の発電所敷地内に存在するグランド等にかかる費用は体育施設として取り扱い、原価算入を認めない。</p>

7 人員削減すべき ・顧問の方をリストラするくらいの気持ちを示してもらわないと、値上げなど納得できません。 ・大規模な希望退職の募集、リストラを行ってほしい。 ・人件費がまだまだ高い。メーカーなど厳しい業界のリストラに比べると、生ぬるい。 ・何の責任もない電気消費者に責任転嫁する以前に、余剰人員を削減して経費を削減すべきである。 ・もっと危機感を持ちリストラを行い、それでも足りないのなら、協力も惜しません。ぬるま湯体質すぎます。 ・余剰人員をリストラしてからでないと電気料金を上げるのを納得する人はいないと思います。	17 関西電力はこれまで制御所の廃止、営業所の統廃合、電力所の再編や早期退職施策の実施及び新規採用の抑制により人員削減に取り組んでいる。（在籍人員：平成11年度末25,979人→平成23年度末22,116人） 原価算定期間においても、新規採用の抑制等により経費対象人員の削減に努め平成23年度末の21,779人から平成27年度末は21,555人（▲224人）まで抑制する計画である。 他の一般電気事業者と生産性を比較すると、1人当たりの契約口数、1人当たりの販売電力量、1人当たりの売上高は10社平均より高い水準である。
8 健康保険の会社負担率は、労使折半が原則であり、引き下げるべき ・少なくとも、社会保険料の事業主負担は50%が上限とすべきである。 ・社会保険料の会社側負担についても50パーセントでいいのではないかですか。私もそうでしたが、圧倒的多数は折半ですよ。 ・特に健康保険料の事業者負担の割合が関西電力56%で申請されていますが、法定（50%）を上まわる水準を公共料金として保障しなければならないのは納得できません。その理由を明らかにすべきです。 ・健康保険料の会社負担割合を56%に引き下げたとするが、健康保険料の負担割合は労使で折半という企業がほとんどのがなかで、会社が56%を負担するというのは、未だ社員に手厚い待遇が施されていると言わざるを得ない。	12 健康保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び労災保険料は、標準月額報酬・標準賞与額（算定基礎）、社会保険料率により機械的に算定されていることを確認している。 また、関西電力が56%で申請された健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の計の負担率は55%となっているが、近年における単一・連合と類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、27年度末には53%台の負担割合とする。
9 退職金を出すべきでない ・電力会社の上層部の退職金、返還もさせずに、なぜ国民が背負うことになるのですか？ ・今国家公務員・地方公務員が民間企業並み退職金の引き下げで賑わっている中、利益が十分でないなどの状況で電気利用料金を引き上げようとしている体制に問題があると思う。 ・料金上げをしなければ会社がたち行かないと言うのであれば、まず現役経営者全員の辞任と歴代経営者の退職金全額返還を行うくらいの覚悟が必要と考えます。	11 常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方に基づき、退職給付については、人事院調査のデータ値（平成23年民間の企業年金及び退職金等の調査結果）及び中央労働委員会調査のデータ値（平成23年賃金事情等総合調査）における1,000人以上企業等の退職給付水準と比較し、これらのデータ値の平均値に基づく費用を上限として原価算入を認め、上回る分を料金原価から減額する。 関西電力標準者の退職給付水準：退職一時金23,418千円、年金5,544千円、合計28,962千円 人事院調査：退職一時金9,344千円、年金17,182千円、合計26,526千円 中央労働委員会調査：退職一時金10,792千円、年金12,641千円、合計23,433千円 なお、関西電力の役員の退任慰労金については、平成18年の定時株主総会をもって廃止されている。
10 給与削減は配慮すべき ・経営責任のない一般従業員に対しては、現状でも同種他産業業務と比較して特別高いものではなく、災害多発が予想される中、ライフラインを守る為の技術水準や人員を確保するため、むやみに賃金や採用を引き下げるのは誤りである。 ・企業努力に当たって、下請けや従業員の、給料や待遇の低下は望まない。税金でも、高額者が負担するもの。上層部は、消費者や従業員・下請けを思うなら、もっと親身に身を削ってもらいたい。 ・電力で働く労働者は1年365日、雨の日も風の日も地震の時も家庭を疎かにしてでも電気の安定供給に奔走しているのです。そのため高度な技術や知識を長年にわたり身につけています。そんな労働者の賃金を削減すれば今後、電気の安定供給に不安を覚える。 ・従業員労働者等のリストラ・給料削減などの「人件費の削減」を「経営効率化」の名で推し進めようとしていますが、電力の安全・安定供給の観点からも、間違いであり、やってはならないことです。私たち国民・利用者の立場からも必要なことであるとは考えられません。労働者の人員や給料を削減することが本当に安全で安定した電力供給に資することなるとは思えません。 ・社員の人件費削減を社員年収で平均664万円に下げるところありますが、現場で働く人の労働実態がわからず、安全にかかる人の人件費の削減は本来の意図ではありません。	10 審査要領において、人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定し、その際、地域間の賃金水準の差についても考慮することが定められており、これに沿って検討した結果、以下の方針により減額査定した。 ①一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。他方、電気事業は事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきである。 ②一般的な企業の平均値として、様々な企業を対象とした平成24年賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。 ③類似の公益企業との比較では、公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢・勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。 その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。 ※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。 ④地域間の給与水準の差について、関西電力は同社従業員が勤務している都府県別の従業員数を、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・一般労働者）の当該都府県の平均年収を乗じて加重平均した比（係数1.001089）を乗じている。この算定方法は、購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、消費者物価指数と見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、妥当なものと考えられる。 この結果、1人当たりの年間給与水準664万円から627万円の差分を料金原価から減額する。

12 年齢、学歴、勤続年数等に応じた補正の必要性について、納得できない	4 <p>申請原価において、原価算定期間中における従業員1人当たりの年間給与水準（賃金及び賞与等）は664万円である。その算定方法は、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・正社員）の平均年収（平成23年調査：592万円）と、同統計調査（1,000人以上・ガス、水道、鉄道、通信及び航空）の公益企業平均年収625万円のそれぞれに、関西電力の従業員の年齢、勤続年数（※1）の構成と、勤務地域（※2）の実態を加味し、これらを単純平均したものである。</p> <p>※1 関西電力の従業員の年齢・勤続年数区分毎の人数を賃金構造基本統計調査（1,000人以上の正社員及び前記公益企業）の年齢・勤続年数区分毎の単価に当てはめて加重平均。</p> <p>※2 関西電力の従業員が勤務している都府県別の従業員数を、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・一般労働者）の当該都府県別の平均年収を乗じて加重平均した比（係数1.001089）。</p> <p>一方、審査要領において、人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定し、その際、地域間の賃金水準の差についても考慮することが定められており、これに沿って検討した結果、以下の方針により減額査定した。</p> <p>①一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。他方、電気事業は事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。</p> <p>②一般的な企業の平均値として、様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。</p> <p>③類似の公益企業との比較では、公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適當である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。</p> <p>その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。</p> <p>※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う観点では適當ではないと考えられる。</p> <p>④地域間の給与水準の差について、関西電力は同社従業員が勤務している都府県別の従業員数を、賃金構造基本統計調査（1,000人以上・一般労働者）の当該都府県の平均年収を乗じて加重平均した比（係数1.001089）を乗じている。この算定方法は、購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、消費者物価指数と見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、妥当なものと考えられる。</p> <p>この結果、1人当たりの年間給与水準664万円から627万円の差分を料金原価から減額する。</p>
13 企業年金を廃止すべき／企業年金をカットすべき	4 <p>常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方に基づき、退職給付については、人事院調査のデータ値（平成23年民間の企業年金及び退職金等の調査結果）及び中央労働委員会調査のデータ値（平成23年賃金事情等総合調査）における1,000人以上企業等の退職給付水準と比較し、これらのデータ値の平均値に基づく費用を上限として原価算入を認め、上回る分を料金原価から減額する。</p> <p>関西電力標準者の退職給付水準：退職一時金23,418千円、年金5,544千円、合計28,962千円 人事院調査：退職一時金9,344千円、年金17,182千円、合計26,526千円 中央労働委員会調査：退職一時金10,792千円、年金12,641千円、合計23,433千円 なお、関西電力の役員の退任慰労金については、平成18年の定時株主総会をもって廃止されている。</p>

2. 燃料費、購入電力料について

14 燃料コストの削減を行うべき

- 原発停止による燃料費がかかるといいつつ、LNGの買取価格は日本が一番高いまま買っている訳です、こんな会社の値上げ申請を了承するのはありえないです。
- 入札により低価の燃料費をめざすべき。
- 燃料費が上がって上がって、などと申しますが、安く買う努力をしていないのではないのでしょうか。他の国はもっと安く天然ガスを買っているようです。
- 米シェールガス開発が進み、LNG価格が急落している中にあって、「原油連動価格」に縛られ、今まで何らかの策を立て、折衝をうたずにそのツケを電力消費者に負担させようとするのは許せない。
- 日本周辺に有るメタンハイドレート等を火力発電所を使う努力も必要なのではないかですか。
- LNG競争環境の授用として、北米シェールガス開発による低価格市況が交渉時に価格の引き下げ圧力にならないものか。関西電力は、1月22日の意見交換会で、2017年以降にガス価格連動の契約が成立していることを明らかにしたが、その効果を前倒しで申請期間中の価格に反映し、申請期間中の価格算入を抑制することができないものか。
- 火力発電燃料の調達コスト削減など全く不十分極まりない。このような状態での値上げなど到底認められない。関電が購入している天然ガスの価格はアメリカでの価格の約9倍であると報道されている。
- 関西電力は、「全日本通関LNG価格を大幅に下回っている契約があるが、これも価格改定後の価格を全日本通関LNG価格として織込み」(1/22意見交換会)と説明した。全日本通関LNG価格を大幅に下回っている契約があればそれをなぜ織込んだ価格にできないのか、不明である。

55

燃料費については、以下の査定方針とすることが妥当と判断した。

〈LNG〉

今回の申請原価においては、改定後価格について、関西電力は24年7月～9月のJLC価格並みで申請原価に織り込んでいるが、上記のようなLNG調達をとりまく環境の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価査定を行う。

具体的には、25年度および26年度については、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間に内に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済の更改価格等が現時点で最も低価格なもの価格（いわゆるトップランナー価格）を原価織り込み価格とする。加えて、27年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス価格リンクを一部反映した原価織り込み価格とする。

また、スポット購入価格については、関西電力の直近24年7～9月の実績値として、関西電力が73,800円/tを原価に織り込んでいるが、スポット調達は調達のタイミング等によって価格が大きく変動する面があることから、実績値ではなく、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とする。

〈石油〉

石油については、関西電力は発電所の環境規制への対応のために、主に低硫黄の重原油を使用していることから、中東産原油が8割以上を占める全日本通関原油価格と比べると、購入価格が割高となっている。一方で、供給安定性の確保と価格低減の同時達成の観点から、原油の調達先の分散化、価格指標の多様化等を図っていることを確認した。重原油の各年度の購入価格は、直近24年7月～9月の購入価格を基に算定されている。原油については、当該購入期間に参照する産油国の政府公式販売価格等を適用し算定されており、重油については、当該期間における元売りと大口需要家間のいわゆるチャンピオン交渉の結果に基づく決定価格等を適用し算定されており、それぞれ妥当であることを確認した。

〈石炭〉

石炭については、発電効率向上や設備コスト抑制のため、主に豪州から熱量の高い石炭を調達していることから、全日本の通関価格と比較すると購入価格が割高となっているが、経済性のある石炭調達の観点から、調達国や契約交渉時期の分散化等の取り組みを行っていることを確認した。関西電力が実施する米国炭の共同調達によるコスト削減効果も織り込んでいることを確認した。石炭の各年度の購入価格は、直近24年7月～9月の自社の各別購入価格等を基に算定されているが、一部の購入価格について、各國別の全日本通関CIF価格を上回るものがあることから、個社の国別の調達数量の差異を踏まえつつ、全日本通関CIF価格を上限として原価算入を認める。

15 発電していない日本原電への購入電力料の支払いは認めるべきではない

- 日本原電に対して全く発電していないのに340億7900万円も支払っている。それで、赤字額を説明されても納得いくものではない。日本原電との契約を根本的に見直すべきである。
- 契約だからと発電もしていない日本原電に高いお金を払うのも納得できない。契約方法を改めるべきではないか。値上げは到底認められない。
- 発電をしていない日本原電に対し、電力買取費用を支払うのはどう考えてもおかしい。関電お得意の「寄付」名目にしてでも買い取り費用を返還してもらうこと。
- 1キロワットも発電していない日本原電への費用支払いが、原価計算に入っているなど、あきれるばかりです。この期に及んでは、消費者としては認められるものではありません。
- 関西電力は2012年度の日本原電への基本料162億を支払っていますが、動かしていない原発の経費を原価に算定するのはおかしいと思います。
- 日本原電から電気を一切購入していないのに、巨額の支払いをしているなど、納得できないことばかりです。

27

関西電力が北陸電力及び日本原子力発電株式会社（以下、「日本原電」という。）に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回（20年改定）に比べて128億円の減となっている。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。

- ① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
- ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

また、関西電力が契約している発電所は、発電設備としては健全な状態にあり、北陸電力及び日本原電においては、発電再開に向けた準備を実施中である。なお、敦賀発電所についても、発電設備としては健全な状態にあり、日本原電において、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であり、原子力規制委員会の有識者会合において、敦賀発電所敷地内破碎帯の評価が行われているところであるが、現時点で、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。

他方で、関西電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、関西電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、原価から減額する。

とりわけ、日本原電については、関西電力の関連会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、関西電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。

特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人あたり報酬額2,800万円を関西電力同様、国家公務員指定職と同水準（1,800万円）とするとともに、関西電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、一人あたり従業員給与については、現行780万円であるところ、関西電力の査定後の水準である627万円まで原価を削減する。なお、査定方針案も踏まえ、さらに関西電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を平成26年度以降に繰り延べること等により、査定方針案で示された金額からさらに原価を減額する。

16 想定レート等が明らかになっていない <ul style="list-style-type: none"> ・今現在の値上げの理由が「燃料」によるコストの問題です。しかも今後更に円安による燃料高騰が考えられます。 ・今まで円高の恩恵を被っているはずなのに経費の削減努力を怠り、円安になるとさらに材料高騰をいいわけにするのか? ・原油価格や為替レートの見積もりも実勢とかけ離れており、見直しが必要。 	4 <p>為替レートについては、燃料費調整制度の前提諸元である直近24年7月～9月のレート（1ドル=79円）を用いて算定されている。料金原価に含まれる燃料費に係る為替の変動については、輸入価格に連動した燃料費調整制度により、自動的に電気料金に反映される。</p>
3. その他の個別原価について	
17 寄付金は除くべき <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力は11年に16億もの寄付金を支出しているのに経営悪化のために値上げすると言われても納得できません。値上げに反対です。 ・寄付金を地元自治体などに出し、結果的に貴社への従属させることを止めて下さい。寄付金は0にして下さい。 ・関西電力の電気料金値上げに反対します。福島原発事故後、関電は、自治体等に約25億円の寄付をしています。 ・自治体に25億円もの寄付をしておきながら、利用者に値上げを迫ることは、利用者から寄付金を募っているのも同じで、利用者に周知もなされていなかったことを鑑みると、運営に際して極めて不適切である。この寄付金25億円は、企業利益から出すべきであり、役員・職員の給与削減などで賄うべきと思われる。 ・不透明な寄付金の実態が一部明らかになりつつあるが、原則、自治体や団体、政治家、個人への寄付等は一切行わないこと。また、原価には含めないこと。 ・自治体や企業・大学への寄付金もゼロに。まだまだ処分すべき資産をたくさん保有しているくせに 自分達の身を切ることなく 利用者に負担させるなど言語道断。 	33 <p>寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。なお、関西電力は今回の申請では原価への計上はない。</p>
18 広告費は原価から除外すべき <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ等マスコミへの膨大な広告料を80パーセントカット。それでも独占でやってる企業なのだから使いすぎですが。 ・広告費は貴社の努力によってまかなかわるべきものであって料金に転化すべきものではないと考えます。 ・電力は独占企業なので広告費は全くいらないはず。まだまだ削減できる部分があるのではないか。 ・諸費の普及開発関係費の広告宣伝費も公的な電力で莫大金額でメディアを使って「広告・宣伝」する必要に疑問があります。節電の広報などは行政からもできますし、記者会見でメディアも記事にします。その上広報は必要ありません。消費者・国民に転嫁されるような費用は慎重に使ってほしいのです。 ・夏冬に節電呼びかけのCMを大変多く見たが、その多額な広告費も原価を押し上げていることを知っている。その費用をすべて補償に回すことを探る。 ・CM等はしなくともよい。原価に含まれているので。節電要望、謝罪のCMは市民をバカにしていると感じる。値上げ謝罪のCMもいらないですね。 ・審査要領では「公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める」とされていますが、公益的な目的の広報であれば電力会社に委ねるのではなく、むしろ政府が行うべきとも言えます。 	31 <p>普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。</p> <p>審査の結果、以下の対応とした。</p> <p>①審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。</p> <p>②他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は営業的側面が強いと考えられるから、原価から除くこととする。</p> <p>③電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認める。</p> <p>④台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認める。</p> <p>⑤特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、費用の優先度が低いと考えられるため原価から除くこととする。</p> <p>⑥普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用（研究会や懇談会等の活動費用等）については、原価から除くこととする。</p> <p>⑦PR館に付随する水族館等管理費や喫茶・売店運営費等の電気事業に供しない施設に係る費用については原価から除くこととする。</p> <p>⑧原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については原価から除くこととする。</p>

19 <u>身内企業（子会社等）との取引を見直すべき／競争入札比率を拡大し、修繕費等を低減すべき</u>	20 <p>・資材調達、仕事の発注は、広く入札にする。 ・競争入札の比率は、少なくとも、今後3年間では検討可能範囲としている58%まで高めることとし、原価に織り込むことを求めます。また、特命発注から競争入札に変更した導入効果による削減率は、東京電力程度の削減率（10%）を見込み、原価に織り込むことを求めます。 ・関電は、設備工事等の競争入札の比率を現在の15%から3年間で30%にすると報道されていますが、全く不十分です。談合が起らないよう、入札について、一般競争入札を原則化すべきです。随意契約は、事故など緊急性のある工事と、極めて簡易で少額な工事のみに限定すべきです。 ・調達については、原則、競争入札にすべきです。原子力の部品が限られているとのことですが、そんなことで、消費者に負担を求めるのは問題です。消費者には電気を選ぶ権利がないですから。</p>
20 <u>事業報酬を廃止すべき／又は引き下げるべき</u>	11 <p>・今回の事業報酬1360億円の見込みは多すぎないか？株配当60円で550億円、残りの800億は何に使うのか？ ・事業報酬を0%に削減すべきである。</p>
21 <u>スマートメーターへのご意見</u>	6 <p>・スマートメーターへの交換及び「使用電力の見える化」を行った需要家へのみ、新料金への変更を認めるようすべき。 ・スマートグリッドシステムを展望することを前提としたスマートメーターの導入は、当然、ピークカット効果を見込むべきである。2015年度までに高圧ではほぼ全数に配備する計画（低圧は約4割の計画）であるから、高圧部門におけるピークカットシステムを効果に見込むべきではないか。そうであれば、3か年の需給計画の修正もあり得るのではないか。 ・スマートメーター導入に係る費用は修繕費ではなく、設備投資として資産計上し使用期間をふまえて償却していくべきです。関西電力、九州電力ともにスマートメーターの使用期間を「20年以上（30年以上の耐久性を確認）」としているにも関わらず、導入費用は修繕費として処理されています。 関電では、スマートメーターを独自仕様にしているようですが、それが競争性を無くし、談合の要因にもなります。</p>
22 <u>電源開発促進税についてのご意見</u>	4 <p>・消費者が支払っている「電源開発促進税」が、原価に参入する公租公課の多くを占めることを今回初めて知りました。再エネ促進賦課金の表示が「お知らせ」にあり、広く負担を広報されているのに、「電源開発促進税」は自動的に電気使用量に応じて徴収されていることを、多くの消費者は知りません。「電気使用量のお知らせ」に表示していただきたいと思います。 ・電源開発促進費も相変わらず55.9億円を見込んでいる。脱原発で0、少なくとも稼働実態に応じて見直すべきである ・これまで電源開発促進税を領収書にも明記せずに取り付けタダ同然で原発を作り続けてきた経営姿勢を改めて欲しい。</p>

4. 費用配賦・レートメイク・選択約款について	
23 自由化部門と規制部門の利益率の格差について見直すべき	20 <p>・大口需要家と一般家庭に於いて電気料金に1対2.6程の差があり一般家庭の電気代収入が大口需要家よりはるかに多いとの結果があるが、先ず手始めにそこの所の見直しが必要だと考えるが。 ・大口企業が家庭の半額で不公平であります。（もうけ偏り是正を） ・家庭向け料金で大口顧客に補填するような制度はやめるべきである。大口も適正な料金とすれば自家発電が増え、閑電の設備投資を抑える事ができ、これは大きなメリットとなる。 ・大口電気利用者のうち、自然エネルギーで発電し売却している事業者の電気代を一般家庭と同じにしてください。 ・莫大な電力を無駄に使って暴利を稼いでいるパチンコなどの娯楽産業から大幅値上げに着手すべきである。 ・脱原発を煽り、ソーラー発電で儲けようとしている企業にもっと電気代を値上げるべきだと思う。</p>
24 オール電化の値上げ幅が大きすぎる	22 <p>・家庭向け平均11.88%の値上げということだが、我が家はオール電化住宅（マンションなので変更できない）なので、閑電でのシェミレーションでは17.11%の値上げ幅である。一般家庭の契約に比べても値上げ幅が大きすぎ、不公平感があり、到底納得できない。 ・オール電化用電気料金のアップ率が一般よりも非常に大きく設定されているのが納得できません。オール電化は、そもそも電力会社の広告勧誘により設置したのに、まるで詐欺に遭ったようなものです。 ・オール電化の契約者に対し平均以上の値上げをするなんて納得出来ない。完全なる詐欺会社。 ・一般的な家庭をモデルにしているがオール電化住宅の場合の値上げ率は尋常ではない。 オール電化を推進し事業を展開してきた閑電はあまりにも無責任ではないでしょうか。 今回の値上げは正当性に欠ける自分勝手な政策と言える。 ・関西電力がオール電化を進めて来たのに、今回の値上げ幅が、一般家庭より割高になっているのはおかしい！一般家庭より電力への燃料依存度が高いのにで、同じ値上げ幅でも負担は大きくなる！割安にしないと、費用負担が合わない！</p>
25 はぴeプランを廃止し、料金メニューを見直すべき	17 <p>・はぴeプラン（全電化住宅割引）の新規適用は、平成27年3月31日までではなく、即適用廃止にして頂きたいたい。 ・閑電のはぴeタイム等において、通電制御型蓄熱式機器において、割引料金を168円から126円に減額、189円から136.50円に減額となっているが、割引料金を適用する根拠がないため即刻廃止すべきである。</p>
26 オール電化を推進すべきでない。廃止すべき	11 <p>・電力不足が騒がれ、「計画停電」で背かしたのに、今だオール電化を売りにしているのは、異常としか思えません。再生可能エネルギーへの転換も、ある程度必要ですが、まず、省エネを徹底させてください。オール電化事業は止めてください。 ・オール電化割引はすべて廃止し（新規だけでなく既存の契約分も）、少しでも値上げ幅を抑えるべきであると思う。</p>
27 夜間電力の割引制度を廃止すべき/値上げを抑えるべき	8 <p>・「第2深夜電力」の値上げ率が他の契約に比べて非常に高いものになっています。関西電力からの値上げのお願いを見てもなぜ値上げ率が他の契約に比べて高いものになっているのか書いてはおりません。利用者としては納得がいきません。 ・原発が1機しか稼働していないのだから、深夜割引はあまり意味がない。昼間の値上げをする前に深夜電力の割引をなくすのが先だ。 ・深夜電力料金の割引理由は、原発の発電量が調整困難である為に、深夜に余剰電力が発生することであった。原発が停止している現状において、昼間でも深夜でも発電に要する燃料費は同じであり、深夜電力料金の割引理由は無くなっている。この為に、深夜電力料金の割引は廃止すべきである。</p>

5. 経営合理化・経営責任及び政府等の責任について		
28	<p>経営努力が足りない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何らこれまで経営努力も無く赤字に陥ったから値上げは止むを得ないと言う傲慢な姿勢がありありと見え、関電は徹底的にこの際體を出して、辛酸を舐めるべきだ。 ・大幅赤字になることは1年以上も前から分りきっていたにも係わらず関電経営陣は今まで何も自助努力をしてこなかつた。 ・まずは支出を減らす努力をすること。これ以外に考える余地もありません。 ・原子力発電ができないからと言って、赤字の責任を国民へ転嫁するのは筋違いです。まずは会社の経営努力で何とかして下さい。 ・関西電力は、福島第一原発事故事件が起った後、G T C C 等の拡充や、天然ガスを少しでも安く仕入れる企業努力を一切することなく、総括原価方式による怠慢経営に甘んじて、ユーザーの利益と公共の福祉を毀損した。 ・燃料の調達価格にしても、役員報酬、幹部社員給与にしても、もっと経営努力の余地があります。 ・公益事業者としての経営努力と説明責任が不十分なまま、発電コスト増を一方的に消費者・市民に転嫁して負担を押し付けるものであり、容認することはできません。 ・老朽原発・老朽石油火力に依存した経営的失敗の責任も問われていないし、不透明なシミュレーションによる燃料費の算出、原発の固定費隠しなど、何の経営努力もなく、当然のように値上げを申請する厚顔無恥には、あきれます。 	80
29	<p>電気供給事業とは直接関係ない資産売却を行うべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光通信等 電力と直接関係ない事業の売却 土地建物等資産売却をすすめるべきである。 ・未使用の資産・不動産を売却しろ。 ・本社ビル、関電病院、遊休地等すべて売却して市民に納得を得てからと思います。 ・多数ある遊休資産の処分などたくさんあります。 ・ビルや保養所や、あらゆる資産を売却してから、値上げのお伺いを国民にするべきでしょ。 ・電力事業との関係で必要性の低い遊休資産は売却を進めてください。 ・関西電力が保有するすべての不動産や株式、子会社が所有する資産の情報公開を行い、必要性の低い資産の売却を求めます。 	24
30	<p>内部留保金を取り崩すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務超過（経営破綻）を回避する為に電気料金値上げをし、何の責任もない電気消費者に責任転嫁する以上、内部留保と資産を徹底的に処分して、電気料金の値上げを抑えるべきである。 ・巨額の内部留保があるといわれるが、それで穴埋めして使えないのか？ ・一度ぐらいたる赤字に転落しても倒産しないほどの内部留保があるのでは？？ ・不急の隠し財産（内部留保）を活用すれば、今回の事案に対して安易に電気料金値上げを申請する必要は無い。 ・各種積立金の明細が不明であるが、H23末の利益剰余金と引当金の合計は18,324億円であり、資産取崩しには十分な余裕がある。 ・政策決定に至るまでの当面は、もし発電に要する費用が本当に増大するのであるとしても、これは電力会社の莫大な内部留保によって賄うべきであり、国民・利用者に新たな負担を強いるべきではありません。この度の「値上げ」申請は認めるべきではありません。 	10
31	<p>関西電力は倒産するべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いったん破産して会社更生法で透明な形で再生すべき。 ・必要なのは電気で、企業としての関西電力ではありません。値上げをしなければ存続できないのであれば倒産するのが社会的に妥当だとと思われます。 ・企業内努力をしないで安易に電気料金に転嫁するのは、理解を得られないどころか、企業として許されません。赤字で経営がたちいかないならば、倒産してください。 ・責任を利用者に押し付けるくらいなら、他の企業と同様のルールに従って、つぶれて下さい。 	5

32 原子力発電所は国が買い取るべき/値上げ分は国が負担すべき ・法律の不備、許認可の不備で再稼働ができないのであれば、国が面倒を見るべきと思う。つまり、値上げは仕方ないが、値上げ分は国が補填するべき。 ・政府は、原発を全て廃炉にしても、電力会社が債務超過に陥らないよう、電力会社から原発を全て買い取るなどの方策も考える必要があります。 ・今日の状況に至ったのは政治の不作為が主因であって、いつでも稼動させられる状態の民間の原発を、法律に基づかず停止させたままにしている国こそ負担をするべき。	4 原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会が独立かつ専門的な見地から判断することとしており、安全性が確認されない限り原子力発電所の再稼働はないものと考えている。 原子力を含むエネルギー政策については、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提である。エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築していく。
6. 審査手続き、情報公開について	
33 値上げについて情報公開を行い、国民が納得できるよう説明を行うべき ・原価計算がしっかりとわかるように情報公開がまず必要。 ・公企業なのに情報公開が非常に不十分で、国や地方公共団体の要求に対しても、情報を隠そうとする本質が見え、徹底的に情報公開することを義務付けるようにすべきだと思うし、情報公開が不十分な段階での値上げ申請は認めるべきではないと思う。 ・値上げ申請内容を消費者に分かりやすい形で情報公開してください。インターネットが使えないひとにも伝わるようなしてください。 ・関西電力は、少なくとも東京電力の審査の際に出されていた項目については情報を公開し、国民が理解・納得できるようにしてください。 ・添付されている資料が多すぎ、素人に判りにくく、表面的なことしかわかりません。 ・資料が難しく解りにくい。素人でもわかりやすくして下さい。理解できない事には賛同しにくいです。	38 電気料金審査専門委員会において、再開後の第1回以降全て公開形式で行われ、関西電力から提出された資料については、経済産業省HPに掲載されている。(参考「電気料金審査専門委員会」： http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/2.html) また、委員会への資料提出以外に、関西電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、関西電力に対して一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいりたい。 値上げ申請書については関西電力の各支店等において備え付けられており、関西電力においては、以下のような取り組みを行っていると聞いている。 ①値上げ申請の理由や料金等の変更内容について、検針時におけるチラシ配布やホームページへの掲載により、幅広くお知らせ ②詳細なご説明を希望されるお客さまへは、パンフレット等を活用したご説明 ③さらに、値上げ申請に関するご意見・ご質問等の専用窓口「電気料金お問い合わせ専用ダイヤル」の開設による丁寧なご説明 ④また、分かりやすく、かつ丁寧な説明ができるよう、ホームページ掲載内容のさらなる充実
34 審査専門委員会及び公聴会へのご意見 ・公聴会は1月28日（29日）1回限りであり、かつ、平日である。消費者から意見を聞くという姿勢ではない。土日開催を考えるべきである。また、審査専門委員会を開催するべきではないか。 ・2000万人を超える関西電力管内のすべての消費者が値上げ対象となるのに、公聴会が大阪で平日に1回しか行われれないことは問題です。地理的条件と生活スタイルから考えて、北部・中部・南部で平日と土日祝、計6回程度の開催を求めます。 ・事業者には各府県で平日と土日祝の2回以上、公開での説明・意見交換の場を設けて、説明責任を果たすことを指導して下さい。 ・審査をする先生方には審査をする力がないと思います。関西のことなのに、東京の人が審査をするのもおかしく、変えてもらいたい。 ・審査する委員におかれましても電気会社と懇意でない方々による検討をお願いします。	7 公聴会の週末開催については、東京電力の公聴会時に、土曜日に開催した埼玉会場における陳述人数（東京10人、埼玉5人）、傍聴人數が平日開催の東京会場の約半分（東京186人、埼玉78人）であったことから、今回平日開催のみとした。当日、傍聴のために会場に来場いただけない方には、意見の概要を公表するとともに、後日録画映像をインターネット上で公開している。 大阪で開催された公聴会には、申込者全員（陳述人26名、傍聴人80名）に参加していただいた。 全府県での開催については、委員の日程確保が困難であることから、現状は困難である。会場についても、管内のどの地域からも比較的アクセスしやすいと考えられる、地域の経済産業局がある都市において、公聴会を開催したところである。 電気料金審査専門委員会は全て東京で開催したが、他方で、関西にお住まいの方も、電気料金審査専門委員会における審議の状況が分かるよう、今回の関西電力の値上げ申請の審議では、当日配布資料を専門委員会の開催時刻にあわせて経済産業省のホームページ上で公開するとともに、インターネットでのライブ中継も行った。審査専門委員会の委員については、中立的、客観的な観点から審査を行うため、法律、会計、経済学、消費者問題の専門家に参加いただいている。

7. 電気事業制度について	
35 総括原価方式を廃止すべき／見直すべき	<p>・私は値上げには反対です。総括原価方式を改めるべき時期が来たのだと思います。</p> <p>・総括原価方式は、一旦認可されると経営努力がされにくいとの指摘や過大に織り込まれていないかとの不信があります。年度ごとに、電気料金の妥当性を事後的に査定するフォローアップ審査の仕組みを求めます。</p> <p>・総括原価方式が放漫經營を生んでいる。ここにメスを入れること。</p> <p>・総括原価方式は消費者にとって非常にわかりにくい制度である。生活必需品である電気の料金制度は、透明性の高いものであるべき。</p> <p>・現行の総括原価方式の事業報酬の決め方は、資産が多くほど報酬額が大きくなるしくみになっています。これを改める必要がある。</p> <p>・総括原価方式の見直しや小売りの全面自由化について、「電力システム改革の基本方針」では中長期的に取り組むとしていますが、早期に制度設計に取り組むことを求めます。</p> <p>・総括原価方式は無駄なコストをかけるほど電力料金を値上げできるという仕組みになっており、利用者の利益に完全に反する仕組みです。この方式を採用している限り、電力料金の値上げを認める事は許されません。</p> <p>・総括原価方式の問題が指摘されているにも関わらず、それを改善しない後ろ向きの姿勢に失望を感じる。</p>
36 小売り自由化を行うべき	<p>・消費者としては関西電力から電気を買いたくないと思っており、より安価な電気や原子力に頼らない安全な電気を買えるよう、一般家庭向けにも電力小売の自由化を求めていきたい。</p> <p>・電力会社は独占企業、殿様企業。価格競争させたらいい。</p> <p>・電力の自由化がなされてない現在、こうした値上げ申請は暴挙以外の何者でもなく、強く抗議します。私たちは、関西電力の電力を購入する他に電気入手する術はありません。</p> <p>・地域独占、言い値でずっと高い電気を買わざるを得ない私たちはむなしいだけです。電話事業のように、もつと自由化をすすめてほしいです。</p> <p>・今の関西圏の電力はすべて一社独占である状態もおかしいと思います。</p> <p>・法律で許されているとはいえ、関西電力の一方的な都合で電気料金の値上げを行うことはやはり許容できない。経済産業省においては、電力の自由化を1日も早く実現し、関西電力以外の事業者から電力を購入できるようにしてほしい。</p>
37 発送電分離を行うべき	<p>・発送電分離を行って、根本的な問題解決をするべきだと思います。</p> <p>・早急に発送電分離をはじめとする電力システムの抜本改革を求めます。</p> <p>・まずは「発送電分離」の実現を！・送電線分離をして市民による自然エネルギーを利用した発電所を運営すれば電気はもっと安く供給できるのではないかですか？？ 早急に送電線を分離を目指して下さい。</p>

8. 原子力発電所について		
38	原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき	70
39	<ul style="list-style-type: none"> 一刻も早く政府の基準で安全確認された原発の再稼働をして、電気代金は現状維持をしていただきたい。 資源のない日本、火力発電の燃料費負担がますます増えていくのに違ひありません。それはもちろん電気料金に乗ってくるにちがいありません。安全を確保した上で、早期の原発再稼働を願います。 クリーンで安価な原子力発電に大賛成です。資源の乏しい日本の国で石油石炭を燃やし続けていいとは到底思えません。環境にも悪影響が出ます。今までの実績からして関電は、今後も同じように原発を安全に稼動できると信じています。だから早く停止している原発を動かして、電力の安定供給と値上げの抑制に努めて下さい。さらにもっと原発依存度を上げてもいいと思います。 東日本大震災の際の教訓もふまえ、万一の場合の対策を講じた上で、一刻も早く政府の基準で安全確認された原発の再稼働をすれば良いだけの話だと思います。 	38
40	原子力発電所を廃止すべき	38
41	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電の廃止に向けて取り組んでほしい。 私たち国民・利用者の大多数は、先のエネルギー環境会議におけるパブリック・コメントでも示されたように、早期の（今すぐの）原子力発電の停止・廃止を求めています。 「安全最優先の組織風土の醸成」「安全を最優先とする意識・行動を徹底し、ゆるぎない安全文化の構築を取り組んでまいります」等と言うのであれば、まっさきに行なうべきは危険な原発の廃止です。 原発は廃止してほしいです。なぜならば安全面で不安だからです。 原発の廃炉を即時に決定し、維持管理費用をなくす。 原発維持そのものにかかる費用や将来起り得る事故での巨額の費用も勘定しなければなりません。廃炉の決定を先送りするのは、会社にとって持続不可能な損失を覚悟することを意味するでしょう。 	37
42	原子力発電所の再稼働に反対	24
43	原子力発電所再稼働を前提とした値上げには反対	24

42 脱原発のための値上げであれば理解できる ・原発をやめるにも多額な処理費用がかかるのは仕方ないことで、そのための電気料金値上げなら、容認できる。 ・もしも安全のために原発をやめるために、値上げなら理解できます。 ・関西電力の値上げに関しては、関電が脱原発を宣言し、大飯原発を含めてすべての原発の運転を行わないのであれば、合理的な範囲で値上げに応じます。 ・値上げ反対だが、全ての原発を廃炉にするために値上げが必要ならば、その時は値上げに賛成します。	23	
43 使用済み核燃料廃棄物処理へのご意見 ・核廃棄物の処理一つできないというのに、再稼働して、そのツケを未来の子どもたちに回すのですか、そんな恥ずかしいことは、きつぱりとやめましょう。 ・特に現在すでにある放射性廃棄物問題も解決できずに、持続可能な将来性は見通せないのが実感です。 ・取り出したプルトニウムも使い道がなく、高レベル廃棄物の最終処分地も決まっていない。 ・原発を止めて、核廃棄物の処理も廃炉に向けての作業もすぐにできるものではありません。 ・いったい放射性廃棄物を誰が千年も管理出来るというのでしょうか。	10	<p>核燃料サイクル政策については、これまで我が国は、経済性だけでなく、ウラン資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容・有害度の低減等の観点を総合的に勘案し、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム・ウラン等を有効利用することを基本の方針としてきた。</p> <p>また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、処分制度を創設して以降、現在も処分地選定調査に着手できていない状況である。</p> <p>こうした現状を真摯に受け止め、既に高レベル放射性廃棄物が発生している中で、将来世代に負担をかけないためにも、処分地選定に向けた取組をしっかりと進めてまいりたい。</p>
9. その他の意見		
44 再生可能エネルギーの導入を推進すべき ・関電は原発に依存せず、早々に撤退して再生可能エネルギー発電に取り組んで欲しい。消費者が安心出来る電気を作りこそメーカー責任ではないか。 ・変更を必要とする理由に、原発が利用できないから費用が増加するとなっているが、原発に頼る方針はあらため、再生可能エネルギーへの移行を強く求めます。 ・子供たちの明るい未来のために、即刻、新しいエネルギー（再生可能エネルギー）を促進し、普及させ、エネルギーの未来を作ることが関西電力の役割である。 ・関電の財力があれば、もっと再生可能エネルギーを普及させられるはずだ。これから時代の先頭を行ってください。	30	<p>再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上や、地球温暖化対策、産業育成の観点からも重要である。今後も固定価格買取制度や、予算・税制措置、規制改革などにより、最大限普及を加速させてまいりたい。</p>
45 再生可能エネルギー買取制度を見直すべき ・太陽光発電利権により、7円で電気を買い4.2円で売電し暴利を得ている企業があります。こういう太陽光発電利権で負担を強いられてるのは、電気代値上げに苦しむ一般庶民です。このような理不尽な利権は認められません。 ・太陽光発電の買取は、結果的に他の（太陽光発電パネルの無い）一般家庭への負担になり、問題があると聞いております。ソーラーパネルその物も、外国製が多く、外国への利益誘導にもなりかねません。電気料金値上げの実行以前に、こういった問題をまず解決して戴きたいです。 ・太陽光発電の買取価格はドイツは21円でも厳しいのに日本は欧米諸国に比べて買い取り料金が高すぎる。いつた電気料金はどのくらいまで値上がりするのですか？値上げするのなら買取価格を10円ぐらいにしてほしい。 ・太陽光の買取価格を10円ほど引き下げる案があるようですが、経済学者のお話を聞けば20円下げて然るべきとの意見も多数あるようです。 ・買い取り価格を諸外国にあわせ減額すべき。メガソーラーはもっともっと価格が安い。 ・電気料金値上げの前にやることがある。太陽光発電の馬鹿高い買い取り額を早急に大幅に値下げする。太陽光発電をしている企業の電気料金を大幅に値上げする。	19	<p>再生可能エネルギーの発電コストは、現状では火力発電などに比べて高く、固定価格買取制度なしでは大幅な拡大は困難である。</p> <p>一方で、家計や企業などの電気のユーザーの皆様にとって賦課金による料金負担が過剰にならないよう、来年度新しく制度に参入される方の買取価格については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で決められている方法に基づき、調達価格等算定委員会において、コストの実態を把握した上で、これを買取価格に反映する形で見直しを行っていくところである。</p>

46	値上げはやむを得ない。 ・今回の値上げは、原子力の再稼動が遅れていることによるもので、やむをえないものと考えている。	11	電気料金値上げは国民の皆様に広く影響を与えることを認識し、関西電力の電気料金認可申請については、最大限の経営効率化を踏まえた申請であるか、審査を行った。
47	多少の値上げは理解できるが、値上げ幅が大きすぎる ・原発を停止させられ、火力頼みで燃料費がかさむ現状では、多少の値上げは仕方ないものと思います。 ・多少の値上げは理解できますが、幅が大きすぎます。おそらく、企業努力をすれば値上げ幅は一桁の低いところで済むと思います。	8	
48	役員の天下りへのご意見 ・天下り先へのお金を支払っているなんてすごく腹が立ちました。 ・役員や社員の関連会社への出向は、最少限度にすることも必要です。	10	経済産業省としては、電気事業法等に基づき、関西電力から申請された電気料金認可申請に対する審査を行っているものであり、関西電力の役員の再就職の是非について、料金審査の観点から見解を示す立場にはないものと考えている。 他方、徹底的な経営合理化を図る観点から、子会社・関係会社との随意契約に関し、一般管理費等のコスト削減が可能と見込まれる費用について、出資比率に応じた追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額することとしている。
49	公務員の天下りへのご意見 ・経産省ほか大量の官吏が天下りしている。一種の賄賂である。	5	原子力安全行政については、経済産業省として厳正かつ適切に遂行することが求められている。経済産業省としては、今般の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連して、今後の原子力安全行政のあり方については、事故を収束させ、事故原因を検証した上で、その体制も含め検討を行う必要があるが、その結論を得るまでの間においても国民の疑惑を招かぬよう、平成23年4月18日に電力会社への再就職について、次の措置を講じることとした。 ①事務次官、経済産業審議官、官房長、総括審議官又は資源エネルギー庁若しくは原子力安全・保安院の指定職を経験した者が、電力会社（一般電気事業者又は卸電気事業者のことをいう。以下同じ。）の役員（顧問を含む。以下同じ。）に再就職することについて、自粛を促す。 ②その他の指定職以上の地位を経験した者が、電力会社の役員に再就職することについては、離職後3年内は自粛を促す。 ③資源エネルギー庁又は原子力安全・保安院の課長以上の経験のある者が、電力会社に再就職することについては、離職後2年内は自粛を促す。 また、平成23年5月2日に「経済産業省から電力会社への再就職状況に関する調査結果について」のプレスリリースを行っている。
50	低所得者や生活保護受給者等への値上げは配慮すべき ・一方的に値上げされることは困ります。日頃、節電に協力しており、年金生活者にとっては、死活問題です。 ・電気値上げについては、経営陣の経営責任を踏まえた上で、消費税のアップ、生活保護費の見直しも考慮し、低所得者への配慮を行ってください。 ・貧しい生活ゆえに、凍死した老人のニュースを、目にすることができます。社会的弱者への打撃を考慮して下さい。凍えている人の、身になってみてください。 ・高齢者など弱者は、年金等収入が限られており、電気料金が1割もアップするのは、どこをきりつめろというのでしょうか。電気料金が上がれば、価格にも電気料金が転化されるのはと思われます。2重、3重の負担になります。減免など、福祉的施策もぜひ講じてください。	5	電気の供給にかかるコストについては、電気の利用者が負担することが原則であると考えるが、電気料金値上げは、国民の皆様に広く影響を与えることを認識し、関西電力の電気料金認可申請については、最大限の経営効率化を踏まえた申請であるか、審査を行ってきたところである。 関西電力の認可申請においては、3段階料金が取られており、従量電灯料金においては、第1段階の月間使用電力量120kWhまでの値上げ幅は+0.89円/kWhであり、第2段階(120kWh～300kWh)の+1.97円/kWhや第3段階(300kWh～)の+4.35円/kWhと比較して低く抑えられていることを確認している。 一方、関西電力の認可申請には、生活保護を受けている需要家への割引は含まれていないが、電気事業法に照らし、生活保護を受けている需要家に対する割引を設けないことが不適当であるとは言えない。
51	太陽光促進賦課金を何のために徴収しているのか ・何のために太陽光促進付加金を、毎月取っているのか？・明細書に太陽光及び省エネ発電促進賦課金が徴集されていますが、大きな額では見過ごされていますが、利用世帯数が大きいので集約されたら、莫大なお金になります。その上に値上げ負担は納得できません。 ・消費者は電気料金の中に太陽光発電促進賦課金と再エネ発電促進賦課金を払っている。その範囲で事業を行う計画が出来るはずだと思う。	3	一度発電設備を設置すれば自然の力で繰り返し発電が可能な再生可能エネルギーの電気が普及することは、日本のエネルギー自給率の向上に有効である。 エネルギー自給率の向上は、化石燃料への依存度の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えるといった観点から、すべての電気をご利用の皆様にメリットがあるものだと考えている。 そのため、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が買い取る際に必要となる費用を、電気の使用量に応じて全員で負担するため徴収している。